

## Q 暴行加害者が示談打診 どう対応

仕事が終わって帰宅途中、突然酔っ払いに絡まれて暴行を受けました。すぐに救急車で運ばれて病院で治療を受けましたが、まだ傷が痛みます。加害者は逮捕されたようで、加害者の弁護人から示談をしたいとの連絡がありました。突然のことでの対応をどうしたらよいのか分かりません。



加害者は逮捕された後、身柄拘束が続く場合には10～20日程度、勾留されます。期限内に検察官が加害者を起訴するかどうかを判断します。起訴されると、裁判が開かれます。

加害者の弁護人は、起訴を回避するため、勾留中に示談を成立させ、検察官に

「」のように、被害者は示談にあたって、多くのことを検討しなければなりません。示談の打診はきたもの

のように、加害者に財産がなく、十分な賠償を受けられないケースもあります。そのような場合には、犯罪被害者給付金という制度が使えることもあります。突然で分からぬことがありますので、一度、専門

## 起訴希望の場合 慎重に

報告し、不起訴や略式命令を目指すことがあります。今回もそのために連絡がきだと思われます。重な姿勢が必要です。治療がいつまで続くのか、後遺障害が残るのか否かによつ



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。

家である弁護士にご相談ください。県弁護士会は相談窓口として、犯罪被害者ホ

ットライン（043・227・8493）を設置して

います。初回の30分は無料。犯罪被害者支援に精通した弁護士に電話で相談できるので、ご利用ください。  
（回答＝達田優司弁護士）